

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第60回）開催結果概要

1 日時

平成30年7月26日（木）午後1時30分から午後4時15分まで

2 場所

最高裁判所ミーティング室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

大場亮太郎，奥山信一，川出敏裕，小林篤子，任介辰哉，中尾正信，山田文，
山田真紀，山本和彦（座長），横井弘明

（事務総局）

石井伸興審議官，平城文啓総務局第一課長，佐藤隆幸総務局参事官，
成田晋司民事局第一・三課長，福島直之刑事局第一・三課長，
小田真治行政局第一課長，澤村智子家庭局第一課長

4 進行

（1）報告及び意見交換等

ア 民事訴訟事件について

（ア）統計データの紹介

成田民事局第一課長から，平成29年の最新データに基づき，民事第一審訴訟，医事関係訴訟及び建築関係訴訟について，新受件数及び平均審理期間の推移等の説明がされた。

続いて，小田行政局第一課長から，平成29年の最新データに基づき，行政事件訴訟，知的財産権訴訟及び労働関係訴訟等について，新受件数及び平均審理期間の推移等の説明がされた。

（中尾委員）

- 民事第一審訴訟全体と過払金等事件以外の事件の各平均審理期間の推移について，平成18年以降，過払金等事件の新受件数が最多であった平成

2 1 年前後にかけては各平均審理期間がかなりかい離しているが、その後、過払金等事件の新受件数の減少に伴い、その影響が減少し、各平均審理期間が近接してきている点が興味深い。

(山本座長)

- 過払金等事件には、過払金事件のほか、過払金事件以外のものも含まれているため、今後、過払金等事件に占める過払金事件の割合の減少を踏まえ、統計上、過払金等事件を除外する処理をやめる時期についても検討が必要になってくるかもしれない。

(成田民事局第一課長)

- 過払金事件は、地方では減少していると思われるが、貸金業者の本社のある首都圏近郊では依然として一定数の事件があると思われる。御指摘があった点については、今後、状況を踏まえて検討したい。

(イ) 民事実情調査（前半）の報告及びそれに関する議論

成田民事局第一課長から、民事実情調査（前半）の結果の概要につき説明がされた。

まず、争点整理手続における争点等についての認識共有に関し、双方向のコミュニケーションの現状と課題について、①裁判所から当事者に対しては、審理の序盤は疑問点を伝える程度にとどまるものの、中盤以降は心証を踏まえた争点等に関する認識を伝えることが多く、その伝え方については、裁判官の言い方が曖昧であったり釈明の趣旨や理由の説明が不十分であったりすると代理人に伝わりにくいとの指摘があり、裁判官からは、主張や証拠を指摘するなどして具体的かつ直接的に伝え、期日の最後に当日の議論をまとめるなどして伝わったことを確認しているといった工夫が紹介された、②裁判所の投げ掛けに代理人が即時に応答しないことがあるとの指摘があり、その要因として、弁護士からは、特に事実関係については、依頼者との関係があるので、確認してからでないで応答しにくいとい

った意見があり、事前の予告の有効性等が指摘された、③争点の確認と記録化については、口頭での確認のほか、調書への記載も事案に応じて意識的に行われるようになっていくことがうかがわれ、これにより争点の拡散防止や不意打ち防止、主張立証責任の明確化といった効果のほか、事件の見通しがついて和解につながるという効果も指摘されたとの説明がされた。

また、非典型的な損害賠償請求事件の争点整理手続において認識共有を困難とする具体的事情・工夫について、人身傷害や近隣紛争等の事件では、原告が不法行為や過失を適切に構成することができず、争点等についての認識共有が困難になることがあるとの指摘や、専門的知見が必要な事件では、裁判所に認識共有の前提となる基礎的な知識がなく、認識共有が進みにくいといった指摘があり、これらの点に関連して、裁判所と弁護士会との協議において特定の事件類型をテーマとして意見交換を行っているとの紹介があった旨説明された。

次に、合議体による審理の活用の現状と課題に関し、合議体による審理の効果について、単独事件で難航している事件を合議に付し、合議体で多角的な観点から検討することにより、訴訟指揮や求釈明事項が明確になり審理が迅速になる、説得的な和解案の提示により早期に和解がまとまるといった指摘があったほか、マンパワーを活用して作業量の多い事件に対応できるといった指摘があり、審理が難航している単独事件を早期に合議に付すことにより迅速化が図られることがうかがわれるとの説明がされた。

また、審理が難航している単独事件を早期に合議に付すための工夫として、付合議基準に「審理の長期化が予期される事件」を明示するとともに、定期的な棚卸しを行うことにより、難航している単独事件を部の実情に応じて意識的に合議に付すようにしたとの紹介があった旨説明された。

他方、付合議事件を増やすことによりかえって事件処理が停滞するおそれがあるのではないかと指摘もあったが、これに対しては、数期日先ま

での期日を予約する、付合議の時期を工夫するといった対策の紹介があったこと、右陪席については、非主任事件への関与の仕方を工夫することによりその負担の増大を避けられる、難しい単独事件を合議に付すことにより自信をもって進行できるようになるといった意見があったこと、さらに、合議の充実・活用を図る上では、当事者にも、準備書面の早期提出といった協力が求められるとの指摘もあったことが説明された。

今後予定されている民事実情調査（後半）に関し、本年3月30日に内閣官房において「裁判手続等のIT化検討会」の検討結果が取りまとめられたことなどを踏まえ、争点整理手続における認識共有について、例えば、ウェブ会議等を活用して双方向的なコミュニケーションを活性化させ、争点等についての認識共有を促進するための方策等に関する議論状況について、追加的に調査することも考えられる旨説明された。

（山本座長）

- まず、争点整理手続における争点等の認識共有について、御意見を伺いたい。

（中尾委員）

- 第7クールまでの実情調査では、裁判官と弁護士とで、争点等の認識共有に対する認識自体に差があったが、前半の実情調査では余り差がない印象だった。

裁判所の認識等が代理人に伝わらない場合がある要因として、裁判官の言い方が曖昧であるとか、質問の趣旨・理由の説明が不十分であるといったことが挙げられているが、これらは審理の序盤の段階でみられるものと思われる。弁護士からも、審理の中盤以降はかなり活発な双方向のコミュニケーションが取られ、争点の軽重についても議論されているといった意見が出ており、全体としてみると、一般的な事件については争点等の認識共有がされているように感じた。

- その他の損害賠償事件については、事件数の増加に加え、質的にも困難化していると思われる。その他の損害賠償事件には、国家賠償、不貞慰謝料といった類型化が可能なもののほか、その他の契約、その他の人身傷害など雑多な個性のある事件が相当数含まれており、そのような事件の負担が増大しているのではないだろうか。

審理期間2年超の事件については、3分の1程度が合議に付されているが、残り3分の2の単独事件については、その中に含まれるその他の損害賠償事件で処理が難航しているのではないかと推測される。

双方向のコミュニケーションや法的構成といった観点からしても、類型化の難しいその他の損害賠償事件への対応が困難であることが、争点整理の長期化に影響しているのではないかとうかがわれる。

(山田真紀委員)

- 争点整理における認識共有が不足しているとの従前からの指摘を受け、裁判所内でも改善に向けてかなり検討し、それが浸透してきているように思われる。実情調査の結果をみると、認識共有に対する評価が、争点整理のどの局面に関するものなのかが、裁判所と当事者との間で一致していないのではないかとということが気になった。争点整理の序盤と中盤以降とでは、裁判所の関わり方がかなり異なってくると思われるので、後半の実情調査では、局面を区別して聴取することを意識した方がよいのではないかとと思われる。
- その他の損害賠償事件については、各部において、これが一定程度単独事件の中に残っていることを意識しつつも、近いうちに進展があるのではないかなどと様子を見ているうちに、合議に付す時期を逸しているというのが実情ではないか。合議に付すだけが解とは限らないが、各庁で適時に合議に付す工夫を試みていると思われるので、実情調査の中で聴取できればよいと考えている。

(山田文委員)

- 双方向のコミュニケーションに関する裁判所と弁護士との見解の食い違いは、念頭にある審理の段階が一致していないことに原因があると思われる。また、裁判官は、法的な主張・構成等に関する心証についてはある程度開示しているように思うが、これに加えて、弁護士は、書証を提出しているのだから、事実認定に関する心証をもっと開示してほしいと考えているという印象を持った。これらの心証開示の対象について区別せずに、心証開示の有無が議論されているのではないかと感じた。

また、裁判官からは、準備書面できちんと主張されていれば特に指摘をすることは無いとの意見があったが、裁判所と相手方当事者との間で準備書面に対する認識のずれが生じることも考えられ、相手方当事者としては、裁判所の認識を示してほしいと感じることもあるのではないかとと思われる。こうした点についての認識共有の必要性も考えてはいかがだろうか。

(横井委員)

- 実情調査では、若い代理人が釈明に対応できていないとの指摘があったが、法廷で見えても代理人が釈明に対応できていないと感じることが少なからずある。認識共有については、こうした点も問題となるのではないだろうか。

(山本座長)

- 後半の実情調査においてITツールを利用した争点整理の在り方を取り上げることに、御意見を伺いたい。

(山田真紀委員)

- 東京地裁でも、ITツールを利用した争点整理の在り方について検討がなされている。ITツールの活用について、裁判官側、当事者側の受け止め方は様々であると思われるため、双方の御意見を伺いたいと思う。

(中尾委員)

- ウェブ会議などは、あくまでも認識共有のための手段・ツールであり、裁判所と当事者との間で議論を行い、争点を確認するという認識共有の作業は、IT化により不要となるわけではない。ウェブ会議で議論する方法と期日に出頭して対面で議論する方法のいずれがより効率的で正確かはまだ分からないが、経験上、対面で議論を交わしながら認識共有を図ることは重要である。ウェブ会議によりそのような認識共有の作業がどう変化するのは、やってみなければ分からないが、口頭での議論が薄くなるおそれはないだろうかという懸念もあり、IT化は万能ではないであろうとの印象を持っている。

(山本座長)

- IT化が万能ではないという点は同感であるが、今後、裁判所においてもITツールの活用が画期的に進められることは間違いないだろう。ITツールをうまく活用して認識共有を図り、争点整理を効率的に実施できるようにするにはどうしたらよいか、その際に、御指摘のような懸念を生じさせないためにはどうしたらよいかといったことが、今後の課題となってくるだろう。後半の実情調査では、ITツールの活用について、率直に意見交換できればよいと考えている。

- 次に、合議体による審理の充実・活用について、御意見を伺いたい。

(中尾委員)

- 合議に付すことで複雑な事件の争点整理が進むことや、マンパワーを活用することで迅速化につながるということについては、裁判官、弁護士とも共通した意見であり、複雑な事件や長期化しそうな事件については、できる限り早期に合議に付すことが有効であるということが確認されたと思う。前半の実情調査先では、付合議基準を定めるなどきめ細かい対応をしており、良い取組であると思われる。中小規模庁の場合、単独事件を合議に付すことでかえって負担が増加するとして、右陪席から合議に付してほ

しい旨を言い出しづらいということも有り得るため、あらかじめ付合議基準を話し合いによって決めておくことが重要であると考える。

(山田真紀委員)

- 付合議基準をあらかじめ定め、共有するというのも一つの方法であるが、部の置かれている状況によっては、必ずしも基準を定めるという方法によらず、随時、合議に付すべき事件を部内で議論した方がよいという場合もある。合議に付すべき事件を適切に合議に付すために、どのような取組をしているかという尋ねの方が実情を把握しやすいと思われる。いわゆる「棚卸し」については、各庁で取組がなされていると思われるが、具体的にどのような方法で棚卸しをしているのかを聞くのも重要である。

(山田文委員)

- 合議に付す時期によって、合議に付すことによるメリット、デメリットが変わってくると思われる。後半の実情調査では、付合議時期とメリット、デメリットの関係を聴取してはどうか。

(中尾委員)

- 合議に付すかどうかについて、裁判所が当事者の意見を聞くということも一つの手段として考えられないだろうか。当事者としては、難航しており、合議に付すことが望ましいと思っている事件であっても、それを裁判所に伝えることはなかなか難しい。

(山本座長)

- 裁判所から当事者、代理人に合議に付すかどうかについて意見を聞くということは実際に行われているのだろうか。

(山田真紀委員)

- 純粋な法律問題や新しい問題がある場合に、その点を本格的に争うのであれば合議に付した方がよいと思うといった説明をして進めるということもないわけではないが、当事者が反対したとしても、合議に付すべきとき

は付すので、余り当事者に尋ねることはないと思う。当事者から合議に付してほしいと言われた経験はない。

(山本座長)

- 比較法的に見れば、日本は、戦後、アメリカの影響で単独中心主義に完全に変えたわけだが、欧州では合議に対するこだわりが強く、フランスでは、合議事件を単独事件に移行するには当事者双方の合意が必要とされ、ドイツでは、単独事件を合議事件に移行するよう当事者から申立てができることとされている。付合議に関し、当事者の意向をある程度反映することも将来的には考えられるかもしれない。

(小林委員)

- 医事関係訴訟について、産科医療補償制度や医療事故調査制度の導入にもかかわらず事件数は依然として減少していない。本来、それらの制度により訴訟にならずに済むはずの事件が訴訟になっているといった実態があるのか。

(成田民事局第一課長)

- 両制度の影響については把握していない。

(山本座長)

- 医療事故調査制度については、件数が当初の想定よりも相当少なく、患者側から報告を求めることを可能とする省令改正によっても余り件数は増加しなかったようである。医事関係訴訟の件数が横ばいである原因を統計データから確認することは難しいと思われる。

(小林委員)

- 医療専門部がある裁判所から事件の内容の変化についてヒアリングする方法もあると思われる。

イ 刑事訴訟事件について

(ア) 統計データの紹介

福島刑事局第一課長から、平成29年の最新データに基づき、刑事第一審訴訟事件について、新受人員、終局人員及び平均審理期間の推移等の説明がされた。

(イ) 刑事実情調査（前半）の報告及びそれに関する議論

福島刑事局第一課長から、刑事実情調査（前半）の結果の概要につき説明がされた。

まず、事件の内容等の変化とこれらが公判前整理手続に与える影響に関し、事件の内容の変化について、①科学的・専門的知見、具体的には精神科医、法医学者、科学捜査の専門家等の意見が問題となる事件が増加しているという意見が法曹三者のいずれからも聞かれ、このような事件においては、弁護士側が協力をしてもらえる専門家を探し出し、検討を依頼することが多いが、これに時間を要していること、裁判員等に分かりやすいものとする必要があるため、検察官としても公判に提出する証拠の準備に労力を要しており、専門家に証人として証言してもらうこととなった場合には、カンファレンスにも時間を要することになるとの指摘があったこと、②メールやSNS、携帯電話の通話履歴、防犯カメラ映像、取調べの録音録画媒体等の証拠が増加しているということについても、法曹三者で認識が一致しており、これらの証拠は、量が多いため、証拠開示の準備に時間がかかるし、開示を受けた弁護士側においても、証拠の検討に多くの手間と時間を要しているとの指摘があったこと、③捜査段階で黙秘する事件や否認事件が増加しているということについても、法曹三者で認識が一致していたが、捜査段階で黙秘する事件の増加が公判前整理手続の長期化につながっているかどうかについては、捜査段階で黙秘していたか否かで弁護活動に違いはないから、公判前整理手続の長期化と因果関係はないとの意見がある一方で、捜査段階黙秘の事件では、弁護士側が証拠開示請求を徹底して行い、開示された証拠を吟味して主張を組み立てるので、弁護士側の主

張が明示されるまでに時間を要している上、公判前整理手続で初めて弁護側の主張が明らかにされるので、補充捜査が必要となる場合もあり、その場合には更に時間を要することになるとの意見もあることが説明された。その上で、現時点では確たることは言えないが、上記説明のような事件の内容の変化を大きく捉えてみると、刑事裁判全体が、従来の被告人の供述を軸とした立証から、客観的証拠を中心とした立証へと徐々に移行してきており、これが様々な形で公判前整理手続にも影響を与えていると見ることもできるかもしれないとの説明がされた。

また、当事者の訴訟活動については、①検察官による証拠開示は基本的に円滑に行われているとの意見がある一方で、②全ての証拠を確認してからでないと弁護側の主張を明示できないとして、証拠開示請求が広範にかつ五月雨式に行われるため、証拠開示に時間がかかっているとの意見もあったこと、③証拠開示について、検察官と弁護人との間で主体的な意思疎通が図られていないのではないかと意見や、④弁護人の予定主張が概括的すぎるため、検察官から求釈明が繰り返され時間を要するケースがあるとの意見等があったことが説明された。

さらに、裁判所の訴訟指揮については、①過度に詳細な争点整理を行っており、公判の先取りのような形になっているのではないかと意見がある一方で、②当事者主義に配慮しすぎて十分な争点整理をしないまま公判に突入するケースもある、もっと積極的に争点整理や求釈明を行うべきであるとの意見もあったことが説明された。

このように、当事者側の訴訟活動と裁判所の訴訟指揮については、法曹三者から、認識を異にする様々な意見が出されたところであり、このような状況からすると、①公判前整理手続ではどこまで詳細に争点等を整理すべきか、②手続の主宰者である裁判所と訴訟追行の主体である当事者との役割分担はどうあるべきかなど、公判前整理手続の基本的な在り方について

て法曹三者で共通認識が十分できていないことが改めてうかがわれたとも評価し得るとの説明がされた。

次に、公判前整理手続の現状への評価、充実・迅速化に向けた改善策に関し、現状への評価としては、①現状では長すぎるとの意見がある一方で、②被告人の防御をないがしろにして拙速な争点整理をするべきではなく、長期化していることが一概に悪いとはいえないとの意見もあったこと、③被告人の身体拘束や証人の記憶の減退の問題があることから、裁判所としてはできる限り早く進めたいと思っているが、当事者の訴訟活動を見ると、そのような問題意識を持っているのか疑問に感じる場面もあり、公判前整理手続が長期化することの弊害について認識が十分に共有されていないのではないかと意見もあったことが説明された。

また、改善策としての起訴後早期の打合せについては、①裁判所から、当事者双方にメリットがある形で争点整理手続を促進できる有効なツールであるとの意見が出された一方で、②検察官から、証拠を見ない限り何も言えないという弁護人が多いので、顔合わせする程度の意味しかなくなっているとの意見が出たり、③弁護人から、特に事実を「認める」ことについては暫定的な見通しであっても示すことは難しいとの意見が出たりしたことが説明された。

さらに、改善策としての公判期日の仮予約については、①裁判所からは、迅速な裁判を実現するために必要な工夫であるとの意見があった一方で、②弁護人からは、公判の日程が既成事実となって、拙速な争点整理につながるリスクがあるとの意見があったことが説明された。

このように、公判前整理手続の現状への評価や、充実・迅速化に向けた改善策である早期打合せ・公判期日の仮予約の意義・効果については、法曹三者から様々な意見が出されたところであり、引き続き後半の実情調査等を通じて、実態の把握に努める必要があると思われるとの説明がされた。

(山本座長)

- まず、事件の内容、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮等に関する変化とこれらが公判前整理手続に与える影響について、御意見をうかがいたい。

(横井委員)

- 責任能力に関する起訴後鑑定の要否が問題となる事件で、弁護人としては、不十分な証拠で鑑定請求をして却下されてしまうと、もう一度請求することはなかなかできないので、精神科医の意見を聴取しておく必要があるが、そのための協力医を見つけるのに時間がかかるのだと思う。防犯カメラ映像等についても、弁護士が協力を得られる専門家を見つけるには時間がかかる。
- 黙秘する事件や否認事件では、補充捜査の必要が生じ得る一方で、任意性の争いがなくなるという面もあり、黙秘や否認事件が増えたことが公判前整理手続の長期化の原因となっているのかは分からない。

(大場委員)

- 被告人の供述をはじめとする供述証拠と客観証拠は、真相解明のための車の両輪であると理解している。検察官側としては、供述証拠中心の立証から客観証拠中心の立証に移行することを志向しているのではなく、両方とも重要な立証手段であると認識している。

(川出委員)

- ここ数年、確かに、数字の上では公判前整理手続期間の平均が長くなっているが、全体的に長期化しているというより、一部の事件の長期化により全体の平均期間が長期化しているという面があるかもしれないので、公判前整理手続期間の分布の変化を見る必要があるのではないか。
- 科学的・専門的知見が問題となる事件については、裁判所と弁護人との間で、弁護側が独自に専門家の意見を求める必要性についての見解が相違

していると感じた。また、科学的・専門的知見が問題となる事件における公判前整理手続の在り方についての検討は、現時点では責任能力が問題となる事件に限られているように思われるので、今後は、より広く専門家が関わる事件について検討することが必要であると思う。

- 裁判所の訴訟指揮については、裁判官の中でも、どこまで公判前整理手続で整理すべきかのスタンスが違っているように思われる。裁判所としてある程度方針を固めた上で当事者に働きかけをしないと、長期化の解消に向けた措置を浸透させていくのは難しいのではないかという印象を持った。

(福島刑事局第一課長)

- 公判前整理手続期間の分布の点については検討させていただく。

(任介委員)

- 科学的・専門的知見が問題となる事件で時間がかかるのはやむを得ない面もあるが、責任能力が問題となる事件では、起訴前鑑定がある場合には鑑定人と弁護人が会う機会を設け、疑問があれば説明してもらい、起訴前鑑定がない場合には弁護人からみた率直な疑問を指摘してもらい、鑑定請求を柔軟に採用するというスタンスで臨んでおり、このような考え方については、裁判官の中で概ね共通の認識ができていると思う。
- 捜査段階で黙秘する事件については、任意開示だけでなく、法律上の証拠開示を受けて検討を十分に行った上で予定主張を出したいという弁護人が多いという印象があり、なかなか公判期日を仮予約できない。事案に応じ、当事者双方に必要な準備期間を聞いた上で、幅を持って公判期日の仮予約を入れるなどしているが、弁護人に頑なに拒否されると対応が難しい。

(奥山委員)

- 否認事件の平均審理期間は、自白事件の平均審理期間の約3倍となっているが、否認事件が自白事件に比べてこれほど長期化する理由は何か。

(福島刑事局第一課長)

- 公訴事実や争点の数，内容にもよるが，否認事件では，証拠調べを手厚く行い，争点について真偽を見極めなければならないということになる。また，その前提として，見極めなければならない争点はどこにあるのか，争点について判断するためにどういう証拠が必要なのかを検討する必要がある，公判段階だけでなく争点整理の段階でも自白事件に比べて労力や時間が必要になる。

(大場委員)

- 自白事件では，自白をとっかかりとして裏付け捜査ができるが，黙秘の事件では，防犯カメラ映像等の証拠をひたすら収集していくことになり，公判に提出する証拠が膨大になる。弁護士としても，防犯カメラ映像について専門家に意見を求めるなど，トータルとして時間がかかることになる。

(横井委員)

- 裁判員裁判非対象事件についてみると，自白事件では，ほとんどの場合，弁護士が調書に同意するため審理が早く終わるが，否認事件で複数の証人尋問を行う場合，裁判員裁判ほど集中審理されず，間隔を空けて数期日が指定されることが多いことも，時間がかかる一つの要因であると思う。

(小林委員)

- 実態としては，弁護士が，証拠開示が終わるまで意見を言えないと杓子定規に言っている事件もある一方で，全ての証拠開示を受ける必要があるが，開示が円滑に行われていないという事件もあるのではないかと思う。総論で話すことには余り意味がなく，事件の類型ごとに審理期間を短くする方策を考えていかなければ結論が出ないのではないかと思う。

(山本座長)

- 個々のケーススタディを検討会で取り上げることはできないが，全体を通して議論すると一般論になりがちであるという指摘はそのとおりであり，今後の実情調査で注意していきたい。

(小林委員)

- 保釈率の上昇が審理期間の長期化に影響しているということはないか。

(福島刑事局第一課長)

- 確かに保釈率は年々上昇傾向にあるが、実情調査では、より保釈が認められるようになれば、むしろ審理期間の短縮につながるのではないかという意見が出た。

(横井委員)

- 裁判員裁判対象事件は重罪なので、簡単には保釈されないが、保釈された方が、弁護人と被告人との打合せがよりスムーズに行えるため、迅速化につながりやすいように思う。
- 検察官から任意開示を受けたとしても、すぐに意見を言えるわけではなく、中には全ての証拠が開示されたか懐疑的な弁護人もいる。弁護人としては、類型証拠開示が終わってから意見を言うことが多いと思う。

(任介委員)

- 裁判所の訴訟指揮について、裁判所としては、評議の際に実質的で対等な議論ができるよう、裁判員が見て、きちんと自分の意見を言えるような審理をするためにどのような争点整理をすべきかという意識で公判前整理手続を進めている。事案に応じて、どこまで争点整理する必要があるかを見極めながらやっているという意味では、裁判官の中で認識は共通していると考えている。
- 裁判所の中では、裁判官全体や部総括同士・陪席裁判官同士で具体的な事案に基づく議論を行うなどしており、認識は共有化されてきていると思う。

(福島刑事局第一課長)

- 裁判官の中でもばらつきがあるという指摘があったが、そうした面もあるとの認識から、裁判官同士の議論を行っているところである。その際、

抽象的に議論しても総論賛成で終わってしまうので、具体的事例や模擬事例に基づき、どのように争点整理するかを議論することに力を入れている。また、司法研究も行われており、これらの取組を通じて裁判所の中でも認識が深まっていけばよいと考えている。

(横井委員)

- 最近、情状面についてはかなり争点整理ができており、法曹三者で議論がかみ合い、早く進んでいるのではないかという印象を持っている。

(福島刑事局第一課長)

- 情状に関する争点整理の在り方については先行して議論され、考え方の整理が進んでいるので、御指摘のような状況になっていると思う。今後は否認事件の争点整理の在り方について力を入れていかなければならないと思う。

(山本座長)

- 公判前整理手続の現状への評価やその充実・迅速化に向けた改善策等について、御意見をうかがいたい。

(大場委員)

- 証人の記憶の減退の問題や、裁判員裁判では遺族がいる事件が多いことから、できるだけ早期に公判に入る必要があると思うが、改善策については、起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約以外に何かないかと考えている。
- 個人的には、責任能力の立証について、起訴後鑑定の要否がよく問題となるが、この点は、司法精神医学の分野と法律家が判断する分野のいずれが問題となるのかを法曹三者が根本に戻って慎重に議論する必要があると考えており、それによって迅速化につながるのではないかと思う。また、共犯事件は、極力分離せずに併合してやっていただくのがよいと思う。

(横井委員)

- 共犯事件を併合して審理してほしいというのは私も同意見である。
- 精神鑑定については、起訴前鑑定の内容にもよるし、弁護人としては、別の視点から精神鑑定をお願いしたいという場合もある。

(大場委員)

- 視点が違うというのは否定しないが、検察官としては、起訴前鑑定をする以上はしっかりした鑑定を行い、それを弁護人に提示したいという気構えでやっており、起訴前鑑定が不十分なために起訴後鑑定で二、三か月かかるということがないように努力したいと思っている。

(川出委員)

- 弁護人側に、裁判所が公判前整理手続の進行をただ急がせているというイメージがあるのであれば、裁判所として、争点と証拠の整理のために必要な期間はしっかり取るというスタンスをはっきりと示していただく必要があると思う。公判前整理手続期間が無駄に長くなることは問題であるということは法曹三者の共通認識となっており、その点では現状に対する評価は必ずしも違わないと感じた。
- 迅速化に向けた対策については、事件類型ごとに長期化の要因を分析した上で考える必要があるが、この検討会でそこまでの検討をするのは難しいと思う。むしろ、本検討会には、どのような事件で長期化しているのかについて、実情調査等で意見を出してもらい、明らかにすることが期待されているのではないかと思う。

(任介委員)

- 公判前整理手続について、迅速化は必要だと思うが、適切かつ合理的な期間で公判前整理手続を終えるということが基本的発想であり、裁判所としても弁護人に対して無理に何か言わせるとか準備させるという発想はなく、合理的な形に対話をして公判前整理手続を進めたいと考えている。
- 中身については個々の事件ごとに法曹三者がきちんと行っていくという

前提の中で、どのような改善策が考えられるかという点、早期打合せと公判期日の仮予約にはそれなりに意味があるのではないかと実感している。早期打合せは、結果的には顔合わせだけで終わってしまうこともあるかもしれないが、そういった場合であっても、公判前整理手続の進め方や公判期日の仮予約の意義、効果について話す機会を持つことにはそれなりに意味があると思っている。

(奥山委員)

- ところで、実情調査において、弁護士から、証拠一覧表を電子データで交付してもらいたいが、検察官にに応じてもらえないので苦労しているという話があったと思うが、紙で交付できて電子データで交付できないというのは、一般常識からするとなかなか納得しづらいところがある。

(福島刑事局第一課長)

- 検察官からは、法律で定められたところに従って行っているという説明であったと思う。

(大場委員)

- ご指摘の点に限らず、刑事裁判の実務では、長年にわたり、書面は紙で交付するという運用がされてきているところである。

(奥山委員)

- 電子データで交付できない理由がどこにあるのかは分からないが、もし可能なのであれば、電子データによる交付も検討していくべきではないだろうか。

(山本座長)

- 社会一般の目線を意識されたご指摘であると思う。刑事に限らない問題であり、今後裁判手続全体の中で検討されていくことになるのだろうと思う。

ウ 家事事件及び人事訴訟について

(ア) 統計データの紹介

澤村家庭局第一課長から、平成29年の最新データに基づき、家事事件全般並びに遺産分割事件、婚姻関係事件、子の監護事件及び人事訴訟といった事件類型について、新受件数及び平均審理期間等の説明がされた。

(イ) 家事情調査（前半）の報告及びそれに関する議論

澤村家庭局第一課長から、家事情調査（前半）の結果の概要につき説明がされた。

まず、調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と課題に関し、調停委員会内部の認識共有について、①裁判官や調停委員からは、事前評議や中間評議、事後の書面評議を通じて、合意点や対立点を確認するとともに、法的観点が強調されすぎないように、その当事者への伝え方も含めて評議を行っているといった取組が紹介された一方、評議時間の確保や、複数の事件が同時進行している場合の評議の優先順位付けが課題となっているという指摘があった、②弁護士からも、裁判官から直接又は調停委員を通じて間接的に説明される場面が増加しているとして、調停委員会内部の認識共有を実感しており、その結果、当事者の信頼度や納得度が向上しているとの実情が紹介された一方、裁判官が調停委員を主導しすぎる危険はないかという指摘があったとの説明がされた。

また、調停委員会と当事者との間の認識共有について、①裁判官や調停委員からは、最初の期日の冒頭に当事者双方が同席して手続の説明をする取組をしており、その際に裁判官も同席したり、ホワイトボードを活用して評議を行い、それを当事者にも示して説明したり、さらに次回までの提出資料や検討事項を当事者自身にメモしてもらったりしているとの取組が紹介された一方、親権や養育費といった典型的な問題点にとどまらない点についても認識を共有することや、当事者の自主的紛争解決を後押しするような課題設定の在り方が課題であるとの指摘があったこと、②弁護士か

らは、裁判官が期日に立ち会って当事者に説明することは、認識共有に非常に有効であるとの指摘がされた一方、代理人が付いている事案では、当事者双方同席の場での説明の効果は余り感じられず、ホワイトボードを活用した争点の整理については、総合的な調整が望ましい事案には必ずしも適さないとの指摘があり、調停委員会と当事者との認識共有は、迅速化にはある程度つながっているものの、必ずしも調停の成立には結びついていないのではないかとの意見があったことが説明された。

次に、人事訴訟の審理や結論の見通しをも念頭に置いた離婚調停の運営の現状と課題に関し、①人事訴訟を担当する裁判官から見た実情として、調停の段階で婚姻費用や面会交流の調整ができていないと、感情的対立が激化しやすく、人事訴訟の進行が困難・長期化しやすいとの指摘や、人事訴訟の当事者対立構造において面会交流の調整を行うことは困難であるといった指摘があり、婚姻費用や面会交流については、調停段階から積極的に調整を図るべきであるとの意見があったこと、②人事訴訟を念頭に置いた離婚調停の運営について、裁判官から、離婚調停の段階から、調査嘱託を早期に採用したり、離婚について合意がある場合には親権者や養育費等に関する陳述書の作成を依頼したりするといった取組が紹介され、さらに財産一覧表の作成を依頼することも検討中であることが紹介されたこと、③弁護士からは、離婚調停において、人事訴訟になった場合の見通しとして裁判官が述べる内容は、当事者としても強く意識しており、この点は、離婚調停の担当裁判官と人事訴訟の担当裁判官とが異なる場合にも同様であるとの指摘がある一方、調査嘱託については、離婚について合意がある場合には早期に採用されているものの、離婚に争いがある場合には謙抑的に運用されているのではないかとの指摘や、調停段階において、総合的な調整が望ましい事案においては、人事訴訟になった場合の争点を必ずしも全てを取り上げるわけではないという実情が紹介されたとの説明がされた。

(山本座長)

- 調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と課題について、御意見をうかがいたい。

(中尾委員)

- 前半の実情調査先では、裁判官が中間評議に加わることで全ての事件を把握するなど、先進的な取組を行っており、家事事件手続法が目指す実務が定着しているように見受けられた。これまでは、弁護士から見ると、裁判官が評議等で調停に関与していることは間接的にはうかがわれるものの、調停委員へのフィードバックが十分でないため、調停委員が当事者に評議の内容をただそのまま伝達しているといった印象があったが、今回は余りそういったことは感じられなかった。これは実務が進んでいることであろうが、前半の実情調査に参加した弁護士がいずれも調停委員を兼務していることから、その経験が意見に反映されているのかもしれない。
- 家事事件は代理人がついていない事件も多いが、当事者本人から相談を受けると、調停委員がどういう立場の人かすら理解していないなど、代理人がついている場合とのギャップを感じることもある。当事者本人による調停の場合、どのように手続が進められているのかも気になる点である。

(山田文委員)

- ホワイトボードを活用した評議、認識共有は、論点を視覚化できることから、分かりやすく画期的な取組であると感じる一方、争点整理のように民事訴訟的な活用という傾向になるのではないかが若干懸念される。類型的でない問題点の認識共有の在り方にもかかわってくるが、ホワイトボードを利用することで起きる固定化や、当事者の主体性を損ねる可能性があるという点をいかに解決していくかが課題であろう。
- 当事者双方同席での説明の効果は余り感じられないとの意見について、この点のみを取り上げて効果があるかどうかを検証するのは難しいだろう

が、調停の成立率や成立後の履行率等を調査できるとよいのではないか。

- 家庭裁判所調査官は当事者と接する時間も長く、調停委員会と当事者をつなぐ役割となっていることも考えられるため、家庭裁判所調査官から見た調停の工夫例があるのかをヒアリングすることも考慮してはいかがだろうか。

(山本座長)

- 例えば、面会交流の調停が成立した場合の履行率について、弁護士からの聴取により把握することは可能だろうか。

(横井委員)

- 調停が成立した内容のとおり履行されていない場合、弁護士に連絡が来るともあろうが、履行されている場合、弁護士に連絡は来ないので、履行率の把握は難しいのではないか。

(澤村家庭局第一課長)

- 統計上、当事者双方同席説明した場合としない場合の成立率を出すことは難しく、事件ごとにピンポイントで聴取するしかないと思われる。また、履行率についても、履行勧告の件数は一定程度把握できるが、履行勧告の基礎となった事件がどのようなものを把握することは難しい。

(中尾委員)

- 裁判官同席での冒頭手続説明は、手続の透明性の観点から行われていると思うが、その後、裁判官によるフィードバックの際、当事者への説明がスムーズにできるという意味では効果があると思うので、できるだけ行う方向でよいと思う。もっとも、冒頭手続説明が結果に及ぼす効果は明らかでない。むしろ、期日が終了する際に、争点や次回期日までの準備事項を整理することが最も効果的と思われるが、この点はまだ不十分との指摘があった。これにより、当事者が納得して気持ちの整理をつけ、成立に向けた心構えをすることの方が、履行の確保との関係では重要であると思われる。

る。

- 親権や養育費といった類型的な問題点については、中間評議で検討されていると思うが、それ以外の類型的でない問題点について、中間評議でどのように議論されているのかが見えてこない。例えば、離婚後の住宅ローンの処理等、類型的でない問題点が重要な場合もあるので、これが中間評議で取り上げられ、解消されているのかを見ていく必要があるのではないかと思われる。

(山本座長)

- 人事訴訟の審理や結論の見通しをも念頭に置いた離婚調停の運営の現状と課題について、御意見をうかがいたい。

(中尾委員)

- 前半の実情調査では、調停段階から、裁判官が人事訴訟を見越して調査囑託を実施したり、陳述書及び財産一覧表を作成するなどしているとの意見が裁判官だけでなく弁護士からも出て、新鮮であった。こうした取組は、人事訴訟となった際に生かせるものであり、理想的であると感じた。

(山本座長)

- 私も同じ印象であり、このような取組が前半の実情調査先に特有のものであるのか、第7クールの実情調査から約1年が経過し、裁判所の実務として浸透しているものであるのか、後半の実情調査で見ていきたい。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、事務局において日程調整を行うこととなった。

(以 上)